

# 商業・法人 登記事務取扱の 変更について

会社や法人の設立、役員変更等の登記申請にかかる登記事務の取扱が変更になり、山形地方法務局のみでの受付になります。なお、会社や法人の登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書発行事務は引き続き変更前の登記所にて可能です。また、現行の会社・法人番号は、取扱庁の変更に伴い、それぞれの変更日から新たな番号となります。山形地方法務局登記部門への登記申請についてはインターネットを利用したオンライン申請及び郵送による申請ができますので、ご利用ください。

変更前	変更後	変更日
酒田・鶴岡支局	山形地方法務局登記部門 (山形市緑町)	既に変更されています
新庄・村山出張所		23年3月28日
米沢・寒河江支局		

## 郵送申請について

商業・法人登記の申請は郵送によってもすることができます。以下、郵送申請について、そのポイントをご説明します。

### 1. 郵送申請の方法

管轄登記所への申請書等と添付書類の送付の方法は、郵送のほか、信書便等による方法でも差し支えありません(「2.補正」及び「3.取下げ」についても同様です)。郵送は、普通郵便でも差し支えありませんが、できる限り到達の確認が可能な書留等で送付してください(封筒の適宜の箇所に「登記申請書在中」と明記してください)。

なお、申請書には、連絡先(電話番号等)を必ず記載してください。

添付書面の還付は、送付に要する費用の納付(郵券をはり付けた返信用封筒を同封している場合に限る)があった場合にのみ行うため、議事録等原本を添付の際は必ず同封すること。

### 2. 補正

申請書又は添付書面の補正も郵送等で行うことができます。当初の申請がオンライン申請、窓口申請又は郵送申請のいずれによるものであっても可能です。補正を要する場合には、登記所から電話等により連絡をされることとなりますが、その際、申請書の受付年月日及び受付番号を併せて連絡されるので、補正をする場合には、補正の対象を特定するため、補正書に受付年月日及び受付番号を記載してください。

補正は、それ自体を差し替える方法又は誤りのあった部分について、正誤を明らかにする方法のいずれかでも差し支えありません。なお、補正書には、申請書に押印した印鑑を押印してください。

### 3. 取下げ

申請の取下げについても、郵送等で行うことができます。取下書には、申請書に押印した印鑑を押印してください。なお、取下げに伴う申請書又は添付書面の還付は、送付に要する費用の納付(郵券をはり付けた返信用封筒を同封)があった場合にのみ行われます。

詳しくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 **山形地方法務局登記部門** 〒990-0041 山形市緑町1-5-48 電話023-625-1619